

## 奈良工業高等専門学校情報システム統括室規程

令和6年3月14日制定

令和6年5月16日改正

### (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、情報システム統括室を設置する。

### (目的)

第2条 情報システム統括室は、本校の情報セキュリティ及びネットワーク並びに学内の基幹ネットワーク、LAN (Local Area Network) , サーバ、PC (Personal Computer) , ネットワーク機器や情報システムなどの学内の情報ネットワーク資源(以下「情報ネットワーク資源」という。)を統合的に企画、管理、運用し、これらを一括管理できるような体制を整備することを目的に設置する。

### (業務)

第3条 情報システム統括室は、本校サイバーセキュリティ管理規程（平成23年1月17日制定）及びサイバーセキュリティ推進規程（平成23年1月17日制定）等に定める情報セキュリティのほか前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 実施規程及び実施手順の制定並びに改廃の提案
- 二 情報セキュリティポリシー、実施規則、実施規定及び実施手順に関し、当該規則等の実施、周知徹底、遵守及び励行の推進、違反に対する措置、並びに遵守状況の調査
- 三 情報セキュリティ教育
- 四 リスク管理及び非常時行動計画の策定並びに実施
- 五 情報セキュリティインシデント防止策の策定及び実施
- 六 例外措置の許可権限者の選任
- 七 情報セキュリティの強化に関する調査及び検討
- 八 情報セキュリティに関する情報の調査及び周知
- 九 実施規程及び実施手順の実施状況の評価及び見直し
- 十 ネットワークの管理運営に関する方針の提案
- 十一 情報セキュリティ管理委員会及び情報セキュリティ推進委員会の運営
- 十二 学内ネットワークの運営・維持・管理
- 十三 教育・研究設備（情報処理演習室、授業配信システムなどの共通教育設備）の運営・維持・管理
- 十四 IT を活用した教育（マイクロソフトアカウントの管理、学習管理運営システム（LMS : Learning Management System）WebClass の管理など）の支援
- 十五 その他情報ネットワーク資源（学科内ネットワーク、学科共通設備を含む）の運営に関する事項
- 十六 事務電算機設備（事務系のネットワーク、各種サーバ、成績処理システム、事務職員PCなど）の運営・維持・管理

十七 その他情報セキュリティに関する事項

十八 その他ネットワークの管理及び利用に関する方針立案

(組織)

第4条 情報システム統括室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 情報システム統括室長（以下「室長」という。） 1名
- 二 情報システム統括副室長（以下「副室長」という。） 2名以内
- 三 情報システム統括室員（以下「室員」という。） 8名以上

2 室長は、専任教員又は技術職員のうちから校長が指名する。

3 副室長は、専任教員又は技術職員のうちから室長が指名し、情報セキュリティ副推進責任者を兼ねる。

4 室員は、教職員のうちから室長が指名し、情報セキュリティ推進員を兼ねる。

- 一 一般教科及び専門各学科から選出を受けた専任教員 各1名
- 二 室長が推薦する技術職員 4名以内
- 三 室長が推薦する事務職員 1名
- 四 その他室長が必要と認める教職員

5 室長及び室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(情報の収集)

第5条 室長は、第3条各号に掲げる業務の必要に応じて、各課の長及び各科の主任に情報の提出を依頼することができる。

2 前項の規定により、情報の提出依頼のあった各課の長及び各科の主任は、原則として提出に協力するものとする。

(運営委員会)

第6条 情報システム統括室の管理・運営に関する事項は、情報システム統括室運営委員会（以下「委員会」という。）において審議する。

2 委員会の委員長は、室長をもって充てる。

3 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 情報システム統括室に関する事務は、総務課の協力のもと学生課で行う。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 令和5年12月1日に情報システム統括準備室を設置する。

附 則

この規程は、令和6年5月16日から施行する。